

# 監査事務局都民の声窓口寄せられた都民の声

(月報:平成29年9月分)

## ● 受付件数と区分(監査事務局受付分)

提言	意見	苦情	要望	相談	問合せ	その他	合計
—	2件	2件	—	—	1件	—	5件

※上記区分の定義

提言 : 施策の未実施や不十分さ等について、新たな施策の実施や既存の施策の改善策を具体的に提示し、その実施を求めるもの。

意見 : 施策や職員の行為についての激励・感謝、評論・感想等で、一般的な都政や知事発言等に対する賛否や批判を含むもの。

苦情 : 施策の実施又は未実施等に伴う被害等の不都合や職員の対応への不満を申し立てるもの。また、その是正、補償、陳謝等の救済を求めるもの。

要望 : 施策の未実施や不十分さ等について改善を求めるもので、改善の方法等について言及されていないか、あるいは抽象的なもの。

相談 : 困りごとについて判断の指針や助言、またはそのために必要な情報や対話を通じて求めるもの。

問合せ : 施設の所在地、事務所の所管部署、施策の内容や手続など知りたい点を明示して尋ねるもの。

その他 : 都政運営とは直接関係のない事象に関する苦情・要望・提言・意見で趣旨等不明の訴え等を含むもの。

### (住民監査請求に関する電子申請について)

住民監査請求を電子メールで提出することはできないのか。

#### 【対応】

このたびは、住民監査請求に関するお問合せをいただきありがとうございます。

行政機関等に係る申請、届出その他の手続等に関する情報通信の技術の利用については、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」(平成14年法律第151号)で規定されています。

上記法律の第3条第1項では、「行政機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行わせることができる」と規定されておりますが、住民監査請求については、電子メールによる提出の対象となっております。

このことから、住民監査請求については、持参もしくは郵送での受付となります。